

青森市地球温暖化防止活動推進センター第3期指定団体の募集について

1 地球温暖化防止活動推進センターについて

青森市では、地球温暖化対策を着実に推進していくため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条の規定に基づき、本市における地球温暖化防止活動の中間支援組織として、市内の1団体を青森市地球温暖化防止活動推進センターとして指定している。

(1) 指定する意義

- ① 市の地球温暖化対策事業が受託可能となる。
- ② 環境省の温暖化対策に関する補助事業等の申請が可能となる。

(2) 青森市地球温暖化防止活動推進センターの役割

- ① 市の委託事業の受託：環境教育機会の提供
- ② 法に基づく役割：地球温暖化防止対策の普及啓発・相談助言・情報提供等

2 青森市地球温暖化防止活動推進センターのこれまでの指定について

- ① 第1期 平成23年7月1日～平成28年3月31日
- ② 第2期 平成28年4月1日～令和3年3月31日

※いずれもNPO法人青森県環境パートナーシップセンター1団体のみ応募し、指定団体となっている。

3 指定団体の募集について

青森市地球温暖化防止活動推進センターの第2期の指定期間が満了となることから、第3期青森市地球温暖化防止活動推進センターとして指定を希望する団体を広く募集するものである。

指定団体に市の事業を委託する予定であるが、毎年度一般会計歳入歳出予算が青森市議会で可決された場合に、指定団体と事業内容について協議した上で委託契約を締結することとし、委託事業として確約するものではない。

(1) 応募要件

応募できる団体は、「地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人（NPO法人）」であって、以下の要件をすべて満たすものとする。

- ・青森市内に主たる事務所を有すること。
- ・令和3年1月1日現在、市内での地球温暖化防止に係る活動歴が2年以上あること。（任意団体が法人化した場合は、任意団体の活動期間を含む）
- ・市センターに指定された場合、専門的知識を有するスタッフを常時1名以上配置すること。
- ・定款又は寄付行為に環境保全活動を行うことについて明記されていること。
- ・宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- ・特定の公職にある者（候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対する活動を行う団体でないこと。
- ・暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- ・市税等の滞納がないこと。

(2) **募集期間** 令和3年2月1日～令和3年2月22日

(3) **指定期間** 令和3年4月1日～令和6年3月31日

(4) **周知方法** 広報あおもり2月1日号、ホームページ

4 指定団体の選考について

- (1) 市長が指名する者で構成する選考委員会において、提出書類に基づき評価・審査し、青森市地球温暖化防止活動推進センターとして適切な団体を選考し、選考結果をもとに市長が指定団体を決定する。
- (2) 選考委員会において、選考委員が評価項目ごとの配点によって評価します。総合点数の6割以上を獲得した団体のうち、より高い得点を獲得した団体を、指定予定団体とする。

5 第3期指定についてのスケジュール

2月 募集(2/1～2/22)、応募書類精査

3月 選考委員会

3月下旬 指定（期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日）